平成２２年（フ）第９２号
茨城県潮来市日の出２―12―33、住民票上の住所千葉県旭市三川セの2483番地１
債務者　鎌田　満紀
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１０２号
茨城県神栖市息栖3031番地165
債務者　池上　弘之
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１０３号
茨城県神栖市息栖3031番地165
債務者　池上美智子
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１０７号
茨城県神栖市太田4533番地２
債務者　高木　　平
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１０９号
茨城県行方市青沼841番地14みなみ原団地Ｎ３－２号室
債務者　小沼　美香
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第５６７号
神奈川県小田原市成田446番地の６　秋山ビル302
債務者　石井　則子
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５７８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津4063番地　県住宅供給公社１―152
債務者　小沼　幹央
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５９４号
神奈川県厚木市妻田北１丁目14番８―823号
債務者　堀川　和敏
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５９７号
神奈川県厚木市上依知1369番地４
債務者　大滝　智子（旧姓森田）
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６１２号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1543番地の１　こぶし荘
債務者　小磯　春吉
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６１３号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1543番地の１　こぶし荘
債務者　小磯　葉子
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６１８号
神奈川県中郡大磯町東小磯736番地７
債務者　精進　久代
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３３０号
愛知県丹羽郡扶桑町大字小淵1212番地６
債務者　伊藤　新治
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３３１号
愛知県丹羽郡扶桑町大字小淵1212番地６
債務者　伊藤　悦子
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３３９号
愛知県稲沢市梅須賀町東切1553番地
債務者　小崎　利文
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３５２号
愛知県一宮市東五城字大平裏５番地　県営住宅６棟309号
債務者　大須賀清子
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第１８２８号
京都市北区紫竹上緑町50番地
債務者　今村　源芳
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４４１号
京都市西京区山田南山田町19番地１　パラシオン蘭201号
債務者　辻　めぐ美
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係